

第10表 家事渉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
総 数	8 441
審 判 事 件	4 800
別 表 第 一	4 289
後見開始の審判及びその取消し(別一 1等)	133
保佐開始の審判・取消しなど(別一 17等)	42
補助開始の審判・取消しなど(別一 36等)	20
後見人等の選任(別一 3等)	67
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一 12等)	107
不在者の財産の管理に関する処分(別一 55)	175
失踪の宣告及びその取消し(別一 56等)	32
養子をするについての許可(別一 61)	325
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一 63等)	40
扶養義務の設定及びその取消し(別一 84等)	1
相続の限定承認の申述受理(別一 92)	11
相続の放棄の申述の受理(別一 95)	2 104
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(別一 99)	66
遺言書の検認(別一 103)	56
遺言執行者の選任(別一 104)	6
任意後見契約に関する法律関係(別一 111等)	5
戸籍法による氏の変更についての許可(別一 122)	126
戸籍法による名の変更についての許可(別一 122)	83
就籍についての許可(別一 123)	23
戸籍の訂正についての許可(別一 124)	48
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件	53
その他	766
別 表 第 二	511
婚姻費用の分担(別二 2)	77
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	287
財産の分与に関する処分(別二 4)	11
親権者の指定又は変更(別二 8)	90
扶養に関する処分(別二 9等)	5
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	22
寄与分を定める処分(別二 14)	2
その他	17
調 停 事 件	3 641
別 表 第 二	1 468
婚姻費用の分担(別二 2)	342
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	686
財産の分与に関する処分(別二 4)	44
親権者の指定又は変更(別二 8)	232
扶養に関する処分(別二 9等)	20
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	127
寄与分を定める処分の	4
その他	13
別 表 第 二 以 外	2 173
婚姻中の夫婦間の事件	1 509
合意に相当する審判事項	547
その他	117

(注) この表は前掲3、4表の内数表である。

家事渉外事件とは家事審判、調停事件のうち、申立人、相手方、事件本人、参加人、被相続人、遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。

第 11 表 家事抗告事件の原裁判所別受付，既済，未済手続別件数—最高裁判所

原 裁 判 所 (高等裁判所)	受 付			既 済							未 済
	総 数	旧 受	新 受	総 数	決 定				取 下 げ	そ の 他	
					棄 却	却 下	移 送	破 棄			
総 数	431	41	390	391	382	-	-	1	6	2	40
東 京	190	12	178	172	170	-	-	-	1	1	18
大 阪	81	5	76	75	73	-	-	-	2	-	6
名 古 屋	36	9	27	32	32	-	-	-	-	-	4
広 島	24	2	22	20	19	-	-	-	1	-	4
福 岡	50	4	46	45	42	-	-	-	2	1	5
仙 台	20	6	14	17	16	-	-	1	-	-	3
札 幌	10	-	10	10	10	-	-	-	-	-	-
高 松	20	3	17	20	20	-	-	-	-	-	-

(注) この表は最高裁判所で取り扱った民事特別抗告及び許可抗告事件のうち，家庭裁判所を第一審とする事件についての表である。

第 12 表 家事抗告事件の新受，既済，未済手続別件数—高等裁判所別

高 等 裁 判 所	新 受	既 済							未 済		
		総 数	却 下	棄 却	取 消 し		移 送	命 令		取 下 げ	そ の 他
					自 判	差 戻 し					
総 数	3 354	3 460	42	2 293	796	51	10	13	114	141	466
東 京	1 269	1 341	17	948	230	28	3	2	41	72	101
大 阪	759	725	8	423	246	8	3	6	21	10	133
名 古 屋	366	404	2	265	98	4	2	2	15	16	63
広 島	199	200	4	118	57	3	1	1	9	7	46
福 岡	390	398	7	276	77	3	-	2	17	16	63
仙 台	119	123	2	88	16	1	-	-	2	14	17
札 幌	155	154	2	102	38	1	1	-	5	5	18
高 松	97	115	-	73	34	3	-	-	4	1	25

(注) この表は高等裁判所で取り扱った民事抗告事件のうち，家庭裁判所を原審とする事件についての表である。

第 13 表 家事審判・調停事件の新受，既済，未済件数—高等裁判所別

高 等 裁 判 所	家 事 審 判 事 件			家 事 調 停 事 件		
	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済
東 京	-	-	-	4	4	-
大 阪	2	2	-	1	1	1
名 古 屋	1	1	1	9	9	-
広 島	-	-	-	3	3	-
福 岡	3	2	1	7	7	-
仙 台	-	-	-	7	6	1
札 幌	-	-	-	2	2	-
高 松	-	-	-	-	-	-

(注) この表は高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件についての表である。